

2 一般社団法人北海道建築士事務所協会規則

改正	昭和 59 年 6 月 27 日
"	昭和 61 年 4 月 1 日
"	昭和 63 年 6 月 17 日
"	平成 8 年 2 月 27 日
"	平成 12 年 2 月 27 日
"	平成 13 年 3 月 9 日
"	平成 13 年 12 月 26 日
"	平成 16 年 3 月 12 日
"	平成 17 年 12 月 16 日
"	平成 20 年 3 月 13 日
"	平成 20 年 12 月 12 日
"	平成 21 年 12 月 11 日
"	平成 22 年 3 月 12 日
"	平成 23 年 12 月 9 日
"	平成 24 年 3 月 16 日
"	平成 24 年 9 月 27 日
"	平成 25 年 6 月 28 日
"	平成 29 年 3 月 17 日
"	平成 30 年 3 月 23 日
"	平成 31 年 3 月 15 日
"	令和 5 年 3 月 28 日

第1章 会員及び会費

(入会)

- 第1条 入会申込書は、第1号様式による。
- 2 入会申込書を受けた支部長は、速やかに入会申込書の写しを添えて会長に報告しなければならない。
- 3 会員（正会員、シニア会員）及び賛助会員に、それぞれ第2号様式（正会員、シニア会員）、第3号様式による会員章を交付しなければならない。
- 4 前項に規定する会員章は、支部長が交付する。

(退会)

- 第2条 退会届は、第4号様式による。

(正会員証明書の発行)

- 第3条 支部長は、第5号様式により正会員証明書の発行申請があったときは、第6号様式により正会員証明書を発行する。

(権利の停止及びみなし退会)

- 第4条 定款第8条に定める会費の納入を督促し、なお納入されなかつた場合、納入されなかつた年度の翌年度に会費が納入されるまでの間は会員としての権利を停止することができる。なお、権利を停止する場合にあっては、当該会員にその旨通知しなければならない。
- 2 前項の通知の日が属する年度内に会費の納入がない場合は、その年度において退会したものとみなす。
- 3 第1項の通知は、支部長からの報告に基づき会長が行う。

(入会金及び会費)

- 第5条 定款第8条に規定する入会金及び会費の額等は、別表第1による。ただし、前年度に「管理建築士講習」を受講した会員の会費の額は、別表第5による。

(賛助会員の管理)

- 第6条 賛助会員は、本部及び各支部で、それぞれ管理する。なお、本部の賛助会員は、支部と重複しない団体等とする。

(入会金及び会費)

- 第7条 賛助会員の取扱いは、本部及び支部において取り決めることとする。また、会員として支部の活動に貢献し、かつ、支部長が認めた場合にあっては、特別賛助会員として通常の賛助とは別に扱うことができる。また、特別賛助会員については、その名称や取扱いについても各支部で定めることができるものとする。

第2章 会議

(会議の種類)

- 第8条 会議は、定款第13条及び第28条の規定による会議のほか、次の会議とする。

- (1) 会長・副会長会議
- (2) 支部事務局長会議
- (3) 前各号のほか業務運営及び事業実施のため必要な会議

(会議の構成及び開催等)

- 第9条 前条の会議は、次の各項の定めるところにより開催し、会長が召集する。

- 2 会長・副会長会議は、会長及び副会長で構成し、毎年3回の定例会のほか必要に応じ臨時会を開催するものとし、次の事項について審議する。
 - (1) 理事会に附議すべき事項
 - (2) 理事会の議決を要しない会務の執行に関する重要事項
 - (3) その他会長が必要と認める事項
- 3 支部事務局長会議は、各支部の事務局長で構成し、毎年1回のほか必要に応じ臨時会を開催するものとし、次の事項を審議すること。
 - (1) 本部及び支部の事業に関すること。
 - (2) 本部及び支部の収支経理に関する事項
 - (3) その他会長が必要と認める事項
- 4 前各項の会議には、必要に応じ構成員以外の者を出席させることができる。

第3章 委員会

(委員会の種類及び業務)

第10条 定款第40条に規定する委員会は、次のとおりとし、担当業務は別表第2とする。

- (1) 総務委員会
- (2) 業務・技術委員会
- (3) 広報委員会
- (4) 教育・情報委員会
- (5) 指導委員会
- (6) I T 委員会
- (7) 青年委員会
- (8) 倫理委員会

2 委員長は、会長に諮り担当業務に関わる特定業務を専掌する専門委員会等を設けることができる。

(委員会の構成)

第11条 委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 委員長 1名（理事とする。）
- (2) 副委員長 2名以内
- (3) 委員 5名以内（必要あるときは、5名以上委嘱することができる。）

2 各委員会の構成委員（委員長、副委員長を含む。）は、前項第3号の括弧書きを除き、原則として別表第3によるものとする。

(委員の職務)

第12条 委員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 委員長 会長の承認を得て委員会を開催し、会議の運営に当たる。
- (2) 副委員長 委員長に事故あるときは、委員長の職務を代行する。

(委員等の旅費)

第13条 委員会に出席した委員には、役員等旅費規程を適用する。

2 委員以外の会員及び会員以外の者が委員会に出席したときの旅費は、委員長と協議して会長が定める。

第4章 支部

(名称及び所管区域)

第14条 支部の名称及び所管区域は、別表第4による。

(総会、理事会)

第15条 総会及び理事会は、定款第4章及び第6章に準拠して開催するものとする。

2 前項の準拠規定において、定款第4章及び第6章の各条文中「定款」及び「会長」を「支部規約」及び「支部長」にそれぞれ読み替える。

(役員)

第16条 支部に次の役員を置く。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 若干名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

(委員会の設置)

第17条 支部に会務運営並びに事業遂行のため、必要な委員会を設置する。

2 委員会の設置又は廃止は、理事会で決める。

3 第1項の委員会の種類及び担当業務は、第8条の規定に準拠するものとし、これにより難いときは、支部の実情に応じ原則として2以上の委員会を設ける。

(事務局)

第18条 支部に定款第45条に準拠して事務局を置く。

(報告)

第19条 定款第44条第4号に規定する会長が必要と認める事項は、次のものとする。

- (1) 事務局の所在地
- (2) 事務局長及び事務局職員氏名

(本部会費の納入)

第20条 第5条に規定する本部会費は、会員が支部に納入した翌月に本部に納付する。過年度收

入についても同様に取り扱うこととする。

(支部規約の設定)

第21条 定款及びこの規則に定めるものほか必要な事項は、支部総会又は理事会の議決を得て支部長が定める。

(会計年度)

第22条 支部の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終る。

附 則

この規則は、平成24年1月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、平成23年8月4日から適用する。

附 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、一般社団法人の設立の登記の日（平成25年1月4日）から施行する。

附 則

この規則は、平成25年7月1日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成29年3月17日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年3月23日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年3月15日から施行する。

第1号様式

一般社団法人北海道建築士事務所協会 入会申込書

一般社団法人北海道建築士事務所協会 会長様

本協会の趣旨に賛同し、入会金、会費及び建築士法第23条による建築士事務所登録を証する書類の写しを添えて入会を申込みます。

令和 年 月 日

(ふりがな)			
事務所の名称			
(ふりがな)			
代表者職氏名			
事務所所在地	<p>〒 TEL () FAX () E-mail : ホームページ :</p> <p>※ 協会のホームページへの掲載について承諾の有無を○で記してください。 E-mail : 承諾する・承諾しない ホームページ : 承諾する・承諾しない</p>		
管理建築士	<p>氏名 生年月日 明・大・昭・平 年 月 日</p>		
構成員	1級 名	2級 名	木造 名

※ 紹介者

会員氏名			
事務所の名称			

※ シニア会員

支部長推薦	自著	印
-------	----	---

第2号様式



第3号様式



第4号様式

一般社団法人北海道建築士事務所協会 退会届

この度次の理由により退会いたしますので未納金及び会員章を添えて届出します。

退会理由

事務所所在地

名 称

代表者 氏名

印

令和 年 月 日

一般社団法人北海道建築士事務所協会 会長 様

令和 年 月 日

一般社団法人北海道建築士事務所協会 会長 様

申請者 所在地

名 称

代表者 印

正会員証明書発行申請書

次のとおり、一般社団法人北海道建築士事務所協会の正会員であることを証明願います。

記

建築士事務所の名称	
建築士事務所の所在地	
建築士事務所の開設者	
建築士事務所登録年月日	年 月 日
建築士事務所登録番号	() 北海道知事登録 () 第 号
証明書の数	通

正会員証明書

次のとおり、一般社団法人北海道建築士事務所協会の正会員であることを証明します。

令和 年 月 日

一般社団法人北海道建築士事務所協会

会長

印

記

建築士事務所の名称	
建築士事務所の所在地	
建築士事務所の開設者	
建築士事務所登録年月日	年 月 日
建築士事務所登録番号	() 北海道知事登録 () 第 号

別表第1

入会金・会費

(単位：円)

区分		金額	本部	支部	摘要
入会金		10,000	—	10,000	
正会員	A	80,000	47,000	33,000	年度途中の入会者の会費は月割とする。 なお、本部会費については、入会した月の翌月から入会したものとみなす。
	B	60,000	35,200	24,800	
	C	40,000	23,500	16,500	
	D	30,000	17,600	12,400	
	E	25,000	14,600	10,400	
シニア会員		20,000	—	20,000	取扱は各支部で決定
賛助会員 特別賛助会員					金額及び取扱いは本部及び各支部で決定

ランク	区分			摘要
	一級建築士事務所			
A	構成員 一級建築士 5名以上			
B	〃 〃 3名及び4名			
C	〃 〃 1名及び2名			
	二級建築士事務所			
D	構成員 二級建築士 2名以上			
E	〃 〃 1名			
〃	木造建築士事務所			

別表第2

委 員 会 業 務

委員会	業 務
総務委員会	<p>1 協会事業の総合調整に関すること</p> <p>2 会員の増強に関すること</p> <p>3 定款、諸規程及び財務、会計に関すること</p> <p>4 会議、行事等の企画運営に関すること</p> <p>5 本部、支部の組織及び連絡調整に関すること</p> <p>6 本部事務局の運営に関すること</p> <p>7 会員の賞罰、慶弔に関する事項（倫理委員会に属する事項を除く。）</p> <p>8 会員の福利厚生に関すること</p> <p>9 日事連及び北海道・東北ブロック協議会に関すること</p> <p>10 官公庁、関係団体等で組織する委員会、協議会等の構成員に関すること</p> <p>11 官公庁、関係団体等が組織する委員会、協議会等の委員等の推薦に関する事項</p> <p>12 他の委員会に属さない事項に関する事項</p>
業務・技術委員会	<p>1 建築設計工事監理等の業務及び技術に関する事項</p> <p>2 建築士事務所の経営管理に関する事項</p> <p>3 建築士事務所の業務報酬に関する事項</p> <p>4 建築物の耐震診断等に関する事項</p> <p>5 建築設計競技に関する事項</p> <p>6 建築士事務所の登録業務等に関する事項</p> <p>7 建築基準法第12条に基づく定期報告業務に関する事項</p> <p>8 建築士法第23条の6に基づく設計等の業務報告に関する事項</p> <p>9 住宅金融支援機構適合証明技術者の登録等に関する事項</p> <p>10 既存住宅状況調査技術者に関する事項</p> <p>11 災害時における技術的支援に関する事項</p> <p>12 建築士事務所賠償責任保険制度の推進に関する事項</p> <p>13 他の委員会に属さない業務・技術に関する事項</p>
広報委員会	<p>1 一般消費者及び会員等に対する広報に関する事項</p> <p>2 建築士事務所キャンペーンに関する事項</p> <p>3 会員名簿の調製及び会誌等の発刊に関する事項</p> <p>4 官公庁への建議等に関する事項</p> <p>5 内外の関係諸団体との交流に関する事項</p>
教育・情報委員会	<p>1 会員等に対する教育、情報提供に関する事項</p> <p>2 会員の業務に関わる法令に関する事項</p> <p>3 管理建築士講習及び建築士定期講習に関する事項</p> <p>4 建築士事務所の開設者に対する業務運営に関する研修及び所属建築士に対する設計等の業務に関する研修等に関する事項</p>

指導委員会	1 建築士事務所の業務に関する建築士事務所の開設者に対する指導、勧告等の業務に関すること 2 建築士事務所の業務に対する建築主等からの苦情の解決に関すること 3 消費者からの建築に関する相談調査等に関すること 4 建築相談調査会の運営に関すること 5 消費者等関係団体との連携に関すること 6 係争に関する鑑定に関すること
IT委員会	1 情報セキュリティに関すること 2 ホームページの運営に関すること 3 新たな技術革新（IT化）への対応に関すること
青年委員会	1 建築士事務所の交流活性化に向けた企画・運営に関すること 2 建築士のプロフェッショナル（職能）向上への取組に関すること 3 未来に向けた建築士事務所のあり方と活動に関すること
倫理委員会	1 会員の懲戒に関すること

別表第3
各委員会の構成委員

地域名	地域内支部名	各委員会構成委員数
道央	札幌、後志、小樽、空知	4名
道南	函館、檜山、室蘭、苫小牧、日高	1名
道北	旭川、名寄、留萌、宗谷	1名
道東	十勝、釧路、根室	1名
オホーツク	網走、北見、紋別	1名

注) この表は、規則第8条各号の委員会ごと（原則として）に地域から選出する委員数である。

倫理委員会構成委員

構成委員は5名とし、会長が指名する副会長3名、当該地域の支部長1名、弁護士等の外部委員1名とする。

別表第5

「管理建築士講習」受講した会員の会費

(単位：円)

区分		金額	本部	支部	摘要
正会員	A	75,000	42,000	33,000	
	B	55,000	30,200	24,800	
	C	35,000	18,500	16,500	
	D	25,000	12,600	12,400	
	E	20,000	9,600	10,400	

備考 会員が、前年度に「管理建築士講習」を受講した場合において、当該年度に限り、この表を適用する。

なお、当該年度に新たに会員となった会員には、適用しない。